

## 整備基準等（駐車場、駐輪場等に関する事）

（自動車駐車場及び自転車等駐車場の整備）……協議先：市民安全課

- 1 下表により、建築物又はその建築物の敷地内に、自動車（道路交通法第2条第1項第9号の自動車のうち、大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）以外のものをいう。）の駐車のための施設又は場所（自動車駐車場）並びに自転車（道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。）及び原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）並びに大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）の駐車のための施設又は場所（自転車等駐車場）を整備するものとする。

### ア 自動車駐車場

区分	計画戸数	自動車駐車場
1戸の面積が40㎡以上の集合住宅	100戸以上	1 居住者用 計画戸数の100%以上 2 来客用 計画戸数の5%以上
	50戸以上 99戸以下	1 居住者用 計画戸数の60%以上 2 来客用 計画戸数の3%以上
	30戸以上 49戸以下	居住者用 計画戸数の50%以上
	10戸以上 29戸以下	居住者用 計画戸数の30%以上
	9戸以下	居住者用 計画戸数の10%以上
1戸の面積が40㎡未満の集合住宅	30戸以上	居住者用 計画戸数の15%以上
	10戸以上 29戸以下	居住者用 計画戸数の10%以上
集合住宅以外の住宅		各住宅に1台以上

店舗等		1 来客用 (1) 店舗面積が50㎡以下の場合 1台以上 (2) 店舗面積が50㎡を超える場合 店舗面積から50を減じた数を50で除した数に1を加えた台数以上 2 荷さばき用 搬出入を行う頻度、搬出入をされる荷物の量及び搬出入を行う車両の規格に応じ別途協議した数 3 事業者用 店舗等の保有車両、従業員の通勤形態に応じ別途協議した数
その他		建築物の種類に応じ別途協議した数

イ 自転車等駐車場

区分	計画戸数	自転車等駐車場
1戸の面積が55㎡を超える集合住宅	100戸以上	計画戸数の300%以上（これらのうち計画戸数の20%以上を原動機付自転車等の駐車場とすること。）
	50戸以上99戸以下	計画戸数の250%以上（これらのうち計画戸数の20%以上を原動機付自転車等の駐車場とすること。）
	49戸以下	計画戸数の200%以上（これらのうち計画戸数の20%以上を原動機付自転車等の駐車場とすること。）
1戸の面積が40㎡以上55㎡以下の集合住宅		計画戸数の150%以上（これらのうち計画戸数の20%以上を原動機付自転車等の駐車場とすること。）
1戸の面積が40㎡未満の集合住宅		計画戸数の100%以上（これらのうち計画戸数の20%以上を原動機付自転車等の駐車場とすること。）
集合住宅以外の住宅		各住宅に2台以上
店舗等		1 来客用 (1) 店舗面積が20㎡以下の場合 1台以上 (2) 店舗面積が20㎡を超える場合 店舗面積から20を減じた数を20で除した数に1を加えた台数以上（これらのうち25%は原動機付自転車等の駐車場とすること。） 2 事業者用 店舗等の保有車両、従業員の通勤形態に応じ別途協議した数
その他		建築物の種類に応じ別途協議した数

注

- 1 店舗等とは、不特定多数が利用する施設とする。店舗面積は、当該施設の延べ面積から従業員用施設（従業員専用の便所、食堂及び休憩所並びにこれら以外の従業員の福利厚生を目的として設ける施設）に係る部分の床面積及び倉庫、機械室その他これらに類するものであって、一般の利用に供しないものの床面積を減じた面積とする。
- 2 駐車台数を求める場合において、小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。この場合において、複数の区分が適用されるときは、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 1戸の面積が40㎡以上の集合住宅と1戸の面積が40㎡未満の集合住宅の区分が適用されるときは、それぞれの区分ごとに算出した値の合計の小数点以下の端数を切り上げた値以上とする。
  - (2) 集合住宅又は集合住宅以外の住宅と店舗等の区分が適用されるときは、それぞれの区分ごとに算出した値の小数点以下の端数を切り上げた値の合計以上とする。この場合において、戸数が5戸未満である当該住宅については、自動車駐車場を要しない。
- 3 大規模小売店舗立地法（平成12年法律第91号）が適用となる店舗は、その駐車場台数を適用すること。

- (2) 駐車場の設置位置は、原則として建築物又はその建築物の敷地内とする。
- (3) 駐車場の大きさは、次の表に掲げるとおりとする。

種別	自動車	自転車	原動機付自転車等
1台当たりの大きさ	長さ5m以上 幅2.5m以上	長さ1.9m以上 幅0.6m以上 (駐輪設備の設置も可)	長さ2m以上 幅0.8m以上

注 自転車駐車場に駐輪設備を設置する場合は、駐輪設備の種類等について市と協議すること。

- (4) 駐車場は、並列駐車をすることができるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - ア 駐車車両の待機スペースを確保して機械式駐車とする場合
  - イ 駐車車両の往来ができる車路を確保して縦列駐車とする場合
- (5) 駐車場は、舗装し、区画線等により駐車区分を明確にするとともに、舗装及び区画線等の仕様について市と協議すること。ただし、機械式駐車とする場合にあっては、この限りでない。
- (6) 駐車場の出入口は、原則として交差点及び横断歩道の付近には設けない

こと。

- (7) 駐車場の出入口は、安全が確認しやすい構造とし、自動車駐車場の出入口にあっては、停止線及び止まれの路面標示をするとともに、停止線及び止まれの仕様について市と協議すること。
- (8) 来客用及び荷さばき用自動車駐車場は、防犯設備を使用せずに利用することができる場所に設けること。
- (9) 駐車場は、自動車及び自転車等を安全かつ円滑に駐車し、及び出入させることができる構造にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に該当する場合には、開発地の位置及び目的物の用途を勘案し、自動車駐車場の整備基準は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 集合住宅 計画戸数が10戸以上100戸未満の集合住宅であって、駅（改札口）からの距離が次の区分に該当する場合には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める台数（前項第1号の規定により算出される駐車台数を限度とする。）とする。

ア 駅（改札口）からの距離が400メートル以内

区分	自動車駐車場
1戸の面積が55㎡を超える場合	居住者用 計画戸数の15%以上
1戸の面積が40㎡以上55㎡以下の場合	居住者用 計画戸数の10%以上
1戸の面積が40㎡未満の場合	居住者用 計画戸数の5%以上

イ 駅（改札口）からの距離が800メートル以内

区分	自動車駐車場
1戸の面積が55㎡を超える場合	居住者用 計画戸数の20%以上
1戸の面積が40㎡以上55㎡以下の場合	居住者用 計画戸数の15%以上
1戸の面積が40㎡未満の場合	居住者用 計画戸数の7%以上

注

- 1 この規定の適用を受ける事業者は、別に定める路上駐車等を行わないよう指導する旨の書面、路上駐車等が発生した場合又は駐車需要が

発生した場合は駐車場を増設する旨の書面及び印鑑証明書を提出すること。

- 2 駐車台数を求める場合において、小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げること。

(2) 店舗等（次号から第5号までに掲げる施設を除く。） 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める台数とする。

区分	自動車駐車場
駅（改札口）からの距離が150メートル以内又は商業地域	1 来客用 店舗面積が200㎡以上の場合において、店舗面積を200で除した数以上 2 荷さばき用 搬出入を行う頻度、搬出入をされる荷物の量及び搬出入を行う車両の規格に応じ別途協議した数
駅（改札口）からの距離が300メートル以内又は近隣商業地域	1 来客用 (1) 店舗面積が150㎡以下の場合 1台以上 (2) 店舗面積が150㎡を超える場合 店舗面積から150を減じた数を150で除した数に1を加えた台数以上 2 荷さばき用 搬出入を行う頻度、搬出入をされる荷物の量及び搬出入を行う車両の規格に応じ別途協議した数

注

- 1 この規定の適用を受ける事業者は、別に定める路上駐車等を行わないよう指導する旨の書面、路上駐車等が発生した場合又は駐車需要が発生した場合は駐車場を増設する旨の書面及び印鑑証明書を提出すること。
- 2 駐車台数を求める場合において、小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げること。
- 3 大規模小売店舗立地法が適用となる店舗は、その駐車場台数を適用とすること。
- (3) 小学校、中学校、幼稚園、保育園及び児童育成クラブ 小学校、中学校、幼稚園等の宅地開発事業等に限り、必要に応じて校庭（園庭）を使用する場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める台数とする。

区分	自動車駐車場
小学校及び中学校	1 職員及び来客用 (1) 延べ面積が300㎡以下の場合 3台以上 (2) 延べ面積が300㎡を超える場合 延べ面積から300を減じた数を300で除した数に3を加えた台数以上 2 荷さばき用 1台以上

保育園、幼稚園及び児童育成クラブ	1 職員及び来客用 (1) 延べ面積が300㎡以下の場合 1台以上 (2) 延べ面積が300㎡を超える場合 延べ面積から300を減じた数を300で除した数に1を加えた台数以上
	2 荷さばき用 1台以上

注

- 1 この規定の適用を受ける事業者は、別に定める路上駐車等を行わないよう指導する旨の書面、路上駐車等が発生した場合又は駐車需要が発生した場合は駐車場を増設する旨の書面及び印鑑証明書を提出すること。
  - 2 駐車台数を求める場合において、小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げること。
- (4) 自治会集会所及び老人クラブ 自動車駐車場については、1台以上とする。
- (5) 福祉施設（ケアハウス、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター及びこれに類する施設） 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める台数とする。

区分	自動車駐車場
ケアハウス及びこれに類する施設	定員の20%以上及び施設の運営上使用する車両台数（入居者以外の者が使用する車両を含む。）並びに荷さばき用として1台以上
特別養護老人ホーム及びこれに類する施設	定員の10%以上及び施設の運営上使用する車両台数（入所者以外の者が使用する車両を含む。）並びに荷さばき用として1台以上
デイサービスセンター及びこれに類する施設	施設の運営上使用する車両台数（利用者以外の者が使用する車両を含む。）及び来客用として1台以上並びに荷さばき用として1台以上

注

- 1 この規定の適用を受ける事業者は、別に定める路上駐車等を行わないよう指導する旨の書面、路上駐車等が発生した場合又は駐車需要が発生した場合は駐車場を増設する旨の書面及び印鑑証明書を提出すること。
  - 2 駐車台数を求める場合において、小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げること。
- (6) 敷地外駐車場 敷地外駐車場は、次の場合のいずれかに該当する場合に設置することができるものとする。ただし、設置場所は、開発地から200メートル以内でなければならない。
- ア 事業者が所有する土地があり、その場所を敷地外駐車場とする場合（その旨を証する書面を提出すること。）。この場合において、基準台数の半数以

上は敷地内に確保すること。

イ 開発地の形状等により敷地内に確保することが困難である場合（理由書を提出すること。）

- 3 第1項の規定にかかわらず、浦安市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例（昭和60年条例第21号）第21条の規定により自転車駐車場の設置が必要となる宅地開発事業等にあつては、同条の規定により自転車駐車場を設置するものとする。

（条例第32条ただし書に規定する規則で定める場合）

条例第32条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発地の面積が300平方メートル未満である場合
- (2) 特定開発行為のうち法第29条第1項の規定による許可を要する行為以外の行為によって変更された土地の区画であつて、次のいずれにも該当する場合
  - ア 変更後の土地の区画の面積が300平方メートル未満である場合
  - イ 変更後の土地の区画に建築する建築物に係る条例第3章第2節の整備基準を満たす場合
- (3) 計画戸数が5戸未満の集合住宅である場合
- (4) 1戸の面積が40平方メートル未満の集合住宅であつて、計画戸数が5戸以上9戸以下のものである場合
- (5) 開発地に接続している道路が車での走行が困難である場合（歩道切り下げが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受けられない場合を含む。）  
（その旨を証する書面を提出すること。）